

○東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱（平成23年5月2日付23農振第375号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><u>(通則)</u>                      第1 [略]</p>	<p>第1 [略]</p>
<p><u>(交付の対象及び補助率)</u>                      第2 [略]</p>	<p>第2 [略]</p>
<p><u>(申請手続)</u>                      第3 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。                      2 [略]</p>	<p>第3 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、<u>その提出部数は正副2部</u>とする。                      2 [略]</p>
<p><u>(交付申請書の提出期限)</u>                      第4 [略]</p>	<p>第4 [略]</p>
<p><u>(契約)</u>                      第5 <u>都道府県知事は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(計画変更、中止又は廃止の承認)</u>                      第6 <u>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。</u>                      (1) <u>補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第7に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。</u>                      (2) <u>補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第7に規定する軽微な変更を除く。</u>                      (3) <u>補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。</u>                      2 <u>補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長の承認を受けることができる。</u>                      3 <u>地方農政局長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。</u></p>	<p>第5 <u>規則第3条第1号の規定により地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による除塩事業変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。</u>                      [新設]                      [新設]                      [新設]                      [新設]                      [新設]</p>
<p><u>(軽微な変更)</u>                      第7 [略]</p>	<p>第6 [略]</p>
<p><u>(事業遅延の届出)</u>                      第8 <u>規則第3条第2号の規定により地方農政局長の指示を求める場合には、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定の期間内に完了しない理由又はその遂行が困難となった理由を記載した書類を地方農政局長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第7 <u>規則第3条第2号の規定により地方農政局長の指示を求める場合には、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定の期間内に完了しない理由又はその遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>(実績報告)</u>                      第9 適正化法第14条及び規則第6条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。                      2 第3第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る</p>	<p>第8 適正化法第14条及び規則第6条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第3号のとおりとし、<u>その提出部数は正副2部</u>とする。                      2 第3第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る</p>

消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 [略]

(財産の管理等)

第10 都道府県知事は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第11 施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件の取得価格が50万円以上となるものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第12 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第5から第10までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、施行令、規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。

5 都道府県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補

消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 [略]

[新設]

第9 施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件の取得価格が50万円以上となるものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

第10 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6から第9までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙第4の様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

[新設]

[新設]

[新設]

助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

別記様式第1号（第3関係）

〇〇年度除塩事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において下記のとおり除塩事業を実施したい（した）ので、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分（別紙様式第1のとおり）
- 3 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算書（別紙様式第2のとおり）
- 5 添付書類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

別紙様式第1

〇〇年度除塩事業の内容及び経費の配分  
（又は〇〇年度除塩事業成績書）

[略]

- (注) 1. [略]  
2. 交付要綱第6に定める変更の承認を受ける場合には、比較できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

別紙様式第2

〇〇年度除塩事業収支予算（又は収支精算）書

[略]

[新設]

[新設]

別記様式第1号（第3関係）

令和〇〇年度除塩事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名 ㊟

令和〇〇年度において下記のとおり除塩事業を実施したい（した）ので、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分（別紙様式第1のとおり）
- 3 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 収支予算書（別紙様式第2のとおり）
- 5 添付書類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

別紙様式第1

令和〇〇年度除塩事業の内容及び経費の配分  
（又は令和〇〇年度除塩事業成績書）

[略]

- (注) 1. [略]  
2. 交付要綱第5に定める変更の承認を受ける場合には、比較できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

別紙様式第2

令和〇〇年度除塩事業収支予算（又は収支精算）書

[略]

別記様式第2号

〇〇年度除塩事業変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった 〇〇年度除塩事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

[略]

別記様式第3号

〇〇年度除塩事業実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金交付の決定通知があったことについて、下記のとおり 〇〇年度除塩事業を実施したので、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱により報告する。

記

1. ～4. (略)
5. 事業の完了年月日 年 月 日  
(注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の4の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

別紙様式第3 [略]

別記様式第2号

令和〇〇年度除塩事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名 印

令和年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった令和〇〇年度除塩事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

[略]

別記様式第3号

令和〇〇年度除塩事業実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名 印

令和年 月 日付け第 号をもって補助金交付の決定通知があったことについて、下記のとおり 令和〇〇年度除塩事業を実施したので、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱により報告する。

記

1. ～4. (略)
5. 事業の完了年月日 令和年 月 日  
(注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の4の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

別紙様式第3 [略]

別記様式第4号

〇〇年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け第 号により交付決定の通知があった 〇〇年度除塩事業費補助金  
について、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付  
要綱第9の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円  
( 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
2. ~6. (略)  
(注) (略)

別紙第4 (第12関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

[略]

別記様式第4号

令和〇〇年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号により交付決定の通知があった令和〇〇年度除塩事業費補  
助金について、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金  
交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円  
(令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
2. ~6. (略)  
(注) (略)

別紙第4 (第10関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

印

[略]

附 則  
この通知は、令和3年4月1日から施行する。

東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害  
復旧事業補助金交付要綱

平成23年5月2日付け23農振第375号  
最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3616号

東北農政局長 }  
関東農政局長 } 殿

農林水産事務次官

(通則)

第1 農林水産大臣は、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業実施要綱（平成23年5月2日付け23農振第372号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく除塩事業を行うために要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する除塩事業に要する経費及びこれに対する補助率は次の表のとおりとする。

経 費	補 助 率
1 都道府県が行う実施要綱第2の2に規定する事業に要する経費	実施要綱第3の(1)に定める額
2 市町村又は土地改良区が行う実施要綱第2の2に規定する事業に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費	実施要綱第3の(2)に定める額

(申請手続)

第3 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭

和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条に規定する申請書提出の時期は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長が定める日までとする。

(契約)

第5 都道府県知事は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第7に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第7に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長の承認を受けることができる。

3 地方農政局長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第7 規則第3条第1号イ及びロの規定による農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 経費の配分の変更

工事費の各費目相互間の30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円(本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費以外のものにあつては、50万円)以下の場合を除く。

(2) 事業の内容の変更

ア 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

イ 工種の新設、変更又は廃止

ウ 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(事業遅延の届出)

第8 規則第3条第2号の規定により地方農政局長の指示を求める場合には、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定の期間内に完了しない理由又はその遂行が困難となった理由を記載した書類を地方農政局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 適正化法第14条及び規則第6条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

2 第3第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第4号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（財産の管理等）

第10 都道府県知事は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第11 施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件の取得価格が50万円以上となるものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第12 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第5から第10までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、施行令、規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県

- 知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

#### 附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。



別紙様式第1

〇〇年度除塩事業の内容及び経費の配分  
 (又は 〇〇年度除塩事業成績書)

地区番号  
 地区名  
 所在地  
 事業主体名

関係面積	工 期
ha	自 年 月 日 至 年 月 日

費 目	施 行 箇 所	工 種	事 業 量	工 法	事 業 費	事 業 費 負 担 区 分					備 考
						国 庫 補 助 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他	計	
工 事 費 本 工 事 費 附 帯 工 事 費 測 量 設 計 費 用 地 費 及 び 補 償 費 機 械 器 具 費  計					円	円	円	円	円	円	

- (注) 1. 「事業費」欄には、都道府県営事業にあっては、補助事業費の総額を記載し、団体営事業にあっては、都道府県の補助金額を記載すること。  
 2. 交付要綱第6に定める変更の承認を受ける場合には、比較できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

別紙様式第2

〇〇年度除塩事業収支予算（又は収支精算）書

1. 収入の部

区 分	本年度予算額 〔又は本年度 精算額〕	——— 〔又は本年度〕 〔予算額〕	差引増△減額	備 考
国庫補助金 都道府県 地元負担金 計	円	円	円	

予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日

2. 支出の部

区 分	本年度予算額 〔又は本年度 精算額〕	——— 〔又は本年度〕 〔予算額〕	差引増△減額	備 考
都道府県営 〇〇事業工事費 小計 団体営 〇〇事業補助金 小計 合 計	円	円	円	

予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日

3. 国庫補助金精算

区 分	補助金付 交決定額	精 算 事業総 費額	国 庫 補助率	精 算 国庫 補助 金額	概 算 払 受総 額	差引国庫補助 金未受額（返 還）額	備 考
都道府県営 〇〇事業工事費 〇〇地区 小計 団体営 〇〇事業補助金 小計 合 計	円	円	%	円	円	円	

〇〇年度除塩事業変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった 〇〇年度除塩事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

- （注） 1. 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除く。  
2. 関係書類とは、この要綱の別記様式第1号の様式に準じ、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

〇〇年度除塩事業実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金交付の決定通知があったことについて、下記のとおり 〇〇年度除塩事業を実施したので、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱により報告する。

記

1. 事業の目的
2. 事業の成績書（別紙様式第1）
3. 事業の成果（別紙様式第3）
4. 収支精算書（別紙様式第2）

5. 事業の完了年月日 年 月 日

（注）間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の4の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

別紙様式第3

1. 請負調書及び竣工検査調書

地区名	区分	施行 箇所	構造 又は 工法	事業量	設計金額	請負 金額	請負人氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
									検査 年月日	検査責任者 職氏名		
(都道府 県営)					円	円						
(団体営)												

- (注) 1. 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
2. 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を括弧書きで上段にそれぞれ記載すること。
3. 随意契約の場合は、備考にその理由を記載すること。
4. 直接補助事業にあつては施行箇所ごとに、間接補助事業にあつては地区ごとに記載すること。
5. 間接補助事業にあつては、地区名の下に括弧書きで事業主体名を記載すること。
6. 「構造又は工法」の欄には、工種の種別に見合う構造又は工法を記載すること。

2. 直営調書

区 分	材料費	労務費	需要費	その他	計	備 考
	円	円	円	円	円	

3. 用地費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件（又は権利）	数 量	金 額	備 考
			円	

(注) 用地費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

4. 機械器具費調書

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	

5. 工事雑費調書

区 分	数 量	金 額	備 考
		円	

6. 残材料調書

地区名	名 称	形状・寸法	数 量	単 価	金 額	検 収 又は 取得年月日	備 考
				円	円		

〇〇年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け第 号により交付決定の通知があった 〇〇年度除塩事業費補助金について、東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
| 1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額      | 金 | 円 |
| ( 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)    |   |   |
| 2. 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 3. 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額(3-2)           | 金 | 円 |

(注) 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業

業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)  
及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙第4（第12関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。